

令和二年六月二十二日付け広島県報（定期）第四十八号に登載の広島県告示第七百八十九号（令和二年度地籍調査事業計画）の表の一部を次のように訂正する。

地域政策局地域政策総務課長

一	ページ	行	誤	正
		三次市の項の調査地域の欄	甲奴町梶田の一部、糸井町の一部、東酒屋町の一部、廻神町の一部、栗屋町の一部、三和町上坂木の一部	甲奴町梶田の一部、糸井町の一部、東酒屋町の一部、廻神町の一部、栗屋町の一部、三和町上坂木の一部